

Subject: Re: 土地家屋調査士会が「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の業務がおこなえる法律根拠について、「その理由の回答の件」

From: 原田信介 <touki@siren.ocn.ne.jp>

Date: 11:29

To: 日調連(代表) <rengokai@chosashi.or.jp>

日本土地家屋調査士会連合会会長様

佐賀県土地家屋調査士会は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」で定める民間紛争解決手続の業務の認証を受けておりませんので「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の業務はおこなっておりません。

なぜ、日本土地家屋調査士会連合会会長様は法務大臣の認証も受けていない佐賀県土地家屋調査士会へ問い合わせ願います。とご回答されるのか、甚だ疑問です。

是非、その理由をご回答願います。

佐賀会 土地家屋調査士 原田信介

(2012/10/10 11:12), 日調連 (代表) wrote:

原田信介 様

お問合せの件につきましては、貴殿が所属される佐賀県土地家屋調査士会にお問合せ願います。

日本土地家屋調査士会連合会

----- Original Message ----- From: "原田信介" <touki@siren.ocn.ne.jp>

To: "日本土地家屋調査士会連合会" <rengokai@chosashi.or.jp>

Sent: Thursday, October 04, 2012 10:28 AM

Subject: 土地家屋調査士会が「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の業務がおこなえる法律根拠について

日本土地家屋調査士会会長様への問い合わせ

土地家屋調査士会が「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の業務がおこなえる法律根拠について

土地家屋調査士会が土地家屋調査士業務でない「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」で定める民間紛争解決手続の業務の認証を受けて、同業務について国民と請負契約を行い、有償にて請け負って業務をしておりますが、土地家屋調査士法では土地家屋調査士会が土地家屋調査士法以外の業務を行える規定はございません。

強制入会制度がある土地家屋調査士が法令違反をしている可能性があります。

日本土地家屋調査士会会長様へ「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」で定める民間紛争解決手続の業務を土地家屋調査士会がおこなえる法根拠があれば、その開示をお願いします。

尚、法令違反であれば、速やかに改善の指導をお願いします。

平成24年10月4日

佐賀会 ADR認定土地家屋調査士 原田信介